

頁	新	旧																																																										
<p>IV-2-①-2</p> <p>第VI編 土木工事標準単価・市場単価</p> <p>第1章 市場単価 ①鉄筋工</p>	<p style="text-align: right;">050701以降適用</p> <p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>鉄筋工 (SS000099)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </table> <p>(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>区分</th> <th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th> <th>左記以外を使用</th> </tr> <tr> <td>補強材(補強リング)</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費・加工費を別途計上</td> </tr> <tr> <td>スペーサ</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費を別途計上</td> </tr> </table> <p>4. ※については、施工コード(SS000099)により考慮されるため、(注)1.で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.2 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物の鉄筋の加工・組立</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> <td>t</td> </tr> </table> <p>(注)1. クレーン使用を標準とする。</p> <p>2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。</p> <p style="text-align: right;">VI-2-①-2</p>	工種	市場単価			機	労	材	鉄筋工 (SS000099)	○	○	× ※	区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t	<p>2. 市場単価の設定</p> <p>2-1 市場単価の構成と範囲</p> <p>市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>鉄筋工 (SS000099)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">× ※</td> </tr> </table> <p>(注)1. 単価は材料費を含まない。ただし、結束線、スペーサなどの副資材を含む。場所打杭用かご筋は、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼以外を使用する場合、補強材及びスペーサーの材料費を含まない。また、25t吊以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンを必要とする場合の賃料を含む。</p> <p>2. ガス圧接費、及び機械継手費を含まない。</p> <p>3. 単価は場所打杭用かご筋の場合、固定金具の設置手間は含むが、材料費は含まない。また、補強材及びスペーサの計上区分は次表による。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 場所打杭用かご筋の計上区分</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>区分</th> <th>異形棒鋼または丸鋼を使用</th> <th>左記以外を使用</th> </tr> <tr> <td>補強材(補強リング)</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費・加工費を別途計上</td> </tr> <tr> <td>スペーサ</td> <td>鉄筋材料費に含む※</td> <td>材料費を別途計上</td> </tr> </table> <p>4. ※については、施工コード(SS000099)により考慮されるため、(注)1.で「単価は材料費を含まない」としているが、別途計上する必要はない。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様</p> <p>鉄筋工の市場単価の規格・仕様区分は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表2.2 規格・仕様区分</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>一般構造物</td> <td>構造物の鉄筋の加工・組立</td> <td>t</td> </tr> <tr> <td>場所打杭用かご筋</td> <td>場所打杭用鉄筋かごの加工・組立</td> <td>t</td> </tr> </table> <p>(注)1. クレーン使用を標準とする。</p> <p>2. 規格・仕様区分における「場所打杭用かご筋」は、かご筋をあらかじめ掘削坑内以外において組立てる場合に適用し、掘削坑内でかご状に組立てる場合については「一般構造物」を適用する。</p> <p>3. 場所打杭用かご筋は、固定金具、補強材及びスペーサの重量は含めない。ただし、補強材及びスペーサーに異形棒鋼または丸鋼を使用する場合は、補強材及びスペーサの重量を加算する。</p> <p style="text-align: right;">VI-2-①-2</p>	工種	市場単価			機	労	材	鉄筋工 (SS000099)	○	○	× ※	区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用	補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上	スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上	規格・仕様	適用基準	単位	一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t	場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t
工種	市場単価																																																											
	機	労	材																																																									
鉄筋工 (SS000099)	○	○	× ※																																																									
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																																																										
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																																																										
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上																																																										
規格・仕様	適用基準	単位																																																										
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																																																										
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																																																										
工種	市場単価																																																											
	機	労	材																																																									
鉄筋工 (SS000099)	○	○	× ※																																																									
区分	異形棒鋼または丸鋼を使用	左記以外を使用																																																										
補強材(補強リング)	鉄筋材料費に含む※	材料費・加工費を別途計上																																																										
スペーサ	鉄筋材料費に含む※	材料費を別途計上																																																										
規格・仕様	適用基準	単位																																																										
一般構造物	構造物の鉄筋の加工・組立	t																																																										
場所打杭用かご筋	場所打杭用鉄筋かごの加工・組立	t																																																										

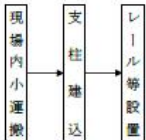


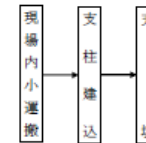
令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																																																																																								
IV-2-①-4 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ①鉄筋工	050701以降適用 2-3 加算率、補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.3 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施 工 規 模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数1 (必要条件を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補正係数1</th> <th>補正条件</th> <th>記号</th> <th>対象数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">補正係数1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>トンネル内作業</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>法面作業</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">太 径 鉄 筋</td> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補正係数2</th> <th>補正条件</th> <th>記号</th> <th>対象数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">補正係数2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C 場 所 打 ホロースラブ構</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H₁)<(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C 場 所 打 ホロースラブ構</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 太径鉄筋 (D38 以上D51 以下) の割合が 10% 以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が 10% 未満の場合は、係数の補正は行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。 $\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2.4 加算率の数値</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">加算率</th> <th>区分</th> <th>記号</th> <th colspan="2">1 工 事 当 り の 全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₀</td> <td>10 t 以上</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>施工規模</td> <td>S₁</td> <td>10 t 未満</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量	補正係数1	補正条件	記号	対象数量	補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	夜間作業	K ₂	対象数量	トンネル内作業	K ₃	対象数量	法面作業	K ₄	対象数量	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量	補正係数2	補正条件	記号	対象数量	補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量	地下構造物	T ₂	対象数量	橋梁用床版	T ₃	対象数量	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量	差筋及び杭頭処理	T ₅	対象数量	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量	表2.4 加算率の数値					加算率	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量		加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上	0%	施工規模	S ₁	10 t 未満	15%	2-3 加算率、補正係数 (1) 加算率・補正係数の適用基準 表2.3 加算率・補正係数の適用基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>記号</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率 施 工 規 模</td> <td>標準</td> <td>S₀</td> <td>全体数量</td> </tr> <tr> <td>1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。</td> <td>S₁</td> <td>全体数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>1) 補正係数1 (必要条件を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補正係数1</th> <th>補正条件</th> <th>記号</th> <th>対象数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">補正係数1</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>トンネル内作業</td> <td>K₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>法面作業</td> <td>K₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">太 径 鉄 筋</td> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₅</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₆</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> <tr> <td>1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。</td> <td>K₇</td> <td>対象構造物別数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 補正係数2 (1項目を選択)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>補正係数2</th> <th>補正条件</th> <th>記号</th> <th>対象数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">補正係数2</td> <td>切梁のある構造物</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地下構造物</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>橋梁用床版</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C 場 所 打 ホロースラブ構</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋及び杭頭処理</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H₁)<(H₂)×2</td> <td>T₁</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₂</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₃</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>R C 場 所 打 ホロースラブ構</td> <td>T₄</td> <td>対象数量</td> </tr> <tr> <td>差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。</td> <td>T₅</td> <td>対象数量</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 太径鉄筋 (D38 以上D51 以下) の割合が 10% 以上の場合は、係数で補正する。ただし、太径鉄筋の割合が 10% 未満の場合は、係数の補正は行わない。 2. 太径鉄筋の補正係数は、一単位当り構造物の単価を係数で補正する。 3. 太径鉄筋の割合は、以下の方法で計算する。 $\text{太径鉄筋の割合} = \frac{1 \text{ 単位当り構造物の設計太径鉄筋質量}}{1 \text{ 単位当り構造物の設計鉄筋質量}}$</p> <p>(2) 加算率・補正係数の数値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">表2.4 加算率の数値</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">加算率</th> <th>区分</th> <th>記号</th> <th colspan="2">1 工 事 当 り の 全 体 数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算率</td> <td>施工規模</td> <td>S₀</td> <td>10 t 以上</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>施工規模</td> <td>S₁</td> <td>10 t 未満</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	規格・仕様	適用基準	記号	備考	加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量	補正係数1	補正条件	記号	対象数量	補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量	夜間作業	K ₂	対象数量	トンネル内作業	K ₃	対象数量	法面作業	K ₄	対象数量	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量	補正係数2	補正条件	記号	対象数量	補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量	地下構造物	T ₂	対象数量	橋梁用床版	T ₃	対象数量	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量	差筋及び杭頭処理	T ₅	対象数量	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量	地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量	鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量	差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量	表2.4 加算率の数値					加算率	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量		加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上	0%	施工規模	S ₁	10 t 未満	15%
	規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																																						
加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																																							
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量																																																																																																																																																																																							
補正係数1	補正条件	記号	対象数量																																																																																																																																																																																							
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
	夜間作業	K ₂	対象数量																																																																																																																																																																																							
	トンネル内作業	K ₃	対象数量																																																																																																																																																																																							
	法面作業	K ₄	対象数量																																																																																																																																																																																							
	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
補正係数2	補正条件	記号	対象数量																																																																																																																																																																																							
補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
	地下構造物	T ₂	対象数量																																																																																																																																																																																							
	橋梁用床版	T ₃	対象数量																																																																																																																																																																																							
	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量																																																																																																																																																																																							
	差筋及び杭頭処理	T ₅	対象数量																																																																																																																																																																																							
	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工(掘削坑内組立て)の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																																																																																																																																																								
鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																																																																																																																																																								
R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量																																																																																																																																																																																								
差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																																																																																																																																																								
表2.4 加算率の数値																																																																																																																																																																																										
加算率	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量																																																																																																																																																																																							
	加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上	0%																																																																																																																																																																																					
施工規模		S ₁	10 t 未満	15%																																																																																																																																																																																						
規格・仕様	適用基準	記号	備考																																																																																																																																																																																							
加算率 施 工 規 模	標準	S ₀	全体数量																																																																																																																																																																																							
	1工事の施工規模が標準より小さい場合(10t未満)は、対象となる規格・仕様の単価を率で加算する。 複数の規格・仕様区分を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。	S ₁	全体数量																																																																																																																																																																																							
補正係数1	補正条件	記号	対象数量																																																																																																																																																																																							
補正係数1	時間的制約を受ける場合	K ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
	夜間作業	K ₂	対象数量																																																																																																																																																																																							
	トンネル内作業	K ₃	対象数量																																																																																																																																																																																							
	法面作業	K ₄	対象数量																																																																																																																																																																																							
	太 径 鉄 筋	1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が10%以上20%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₅	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が20%以上40%未満の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₆	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
		1単位当り構造物のうち、太径鉄筋の割合が40%以上の場合は、対象となる規格・仕様の単価を係数で補正する。	K ₇	対象構造物別数量																																																																																																																																																																																						
補正係数2	補正条件	記号	対象数量																																																																																																																																																																																							
補正係数2	切梁のある構造物	T ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
	地下構造物	T ₂	対象数量																																																																																																																																																																																							
	橋梁用床版	T ₃	対象数量																																																																																																																																																																																							
	R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量																																																																																																																																																																																							
	差筋及び杭頭処理	T ₅	対象数量																																																																																																																																																																																							
	切梁のある構造物、立坑、及び、深礎工の場合、単価を係数で補正する。(H ₁)<(H ₂)×2	T ₁	対象数量																																																																																																																																																																																							
地表面下、覆工板等に覆われて施工する構造物の場合、単価を係数で補正する。	T ₂	対象数量																																																																																																																																																																																								
鋼橋用及びコンクリート橋 (P Cコンボ橋、P C合成桁橋) 用床版(P C床版は除く)の場合、単価を係数で補正する。	T ₃	対象数量																																																																																																																																																																																								
R C 場 所 打 ホロースラブ構	T ₄	対象数量																																																																																																																																																																																								
差筋もしくは杭頭処理の場合、単価を係数で補正する。	T ₅	対象数量																																																																																																																																																																																								
表2.4 加算率の数値																																																																																																																																																																																										
加算率	区分	記号	1 工 事 当 り の 全 体 数 量																																																																																																																																																																																							
	加算率	施工規模	S ₀	10 t 以上	0%																																																																																																																																																																																					
施工規模		S ₁	10 t 未満	15%																																																																																																																																																																																						
	VI-2-①-4	VI-2-①-4																																																																																																																																																																																								

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧
IV-2-①-7 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ①鉄筋工	<p style="text-align: right;">050701以降適用</p> <p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。なお、使用クレーンの規格や仕様が異なる場合は別途考慮する。</p> <p>(12) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。</p> <p>4. 施工コード SS000099 鉄筋工</p> <p style="text-align: right;">VI-2-①-7</p>	<p>(11) 使用クレーンの規格は、25 t吊り以下のトラッククレーン及びラフテレーンクレーンとする。また、30 t吊り以上のトラッククレーン、ラフテレーンクレーン、ケーブルクレーン及びタワークレーンを使用する場合は別途特別調査等による。</p> <p>(12) エポキシ塗装鉄筋の場合も、適用できる。</p> <p>4. 施工コード SS000099 鉄筋工</p> <p style="text-align: right;">VI-2-①-7</p>

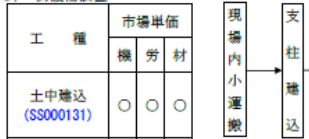
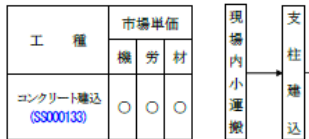
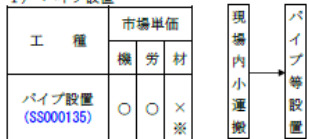



令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
新旧対照表

頁	新	旧																																												
<p>IV-2-③-1</p> <p>第VI編 土木工事標準単価・市場単価</p> <p>第2章 市場単価</p> <p>③防護柵設置工</p> <p>③-1防護柵設置工(ガードレール)</p>	<p style="text-align: right;">050701以降適用</p> <p>③ 防護柵設置工</p> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 橋梁建込の場合。 (2) 見覆り等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去）。 (3) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ベースプレート式ガードレールの場合。 2) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合。 3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置 1) 土中建込</p> <table border="1" data-bbox="459 858 817 997"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込 (SS000121)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（bronアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。 2. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。 3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p>2) コンクリート建込</p> <table border="1" data-bbox="459 1173 817 1316"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込 (SS000123)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（bronアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）を含む。 2. 耐雪型（コンクリート建込）においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込 (SS000121)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込 (SS000123)	○	○	○	<p>③ 防護柵設置工</p> <p>③-1 防護柵設置工(ガードレール)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（ガードレール）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 橋梁建込の場合。 (2) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 (3) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ベースプレート式の設置の場合。 2) 2-2市場単価の規格・仕様（表2. 1～2. 8）以外の製品の場合 3) S種、A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 4) 標準型ガードレールに根巻きコンクリートを設置する場合。 5) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵設置 1) 土中建込</p> <table border="1" data-bbox="1422 858 1780 997"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中建込 (SS000121)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 土中建込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（bronアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱建込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用及び舗装版の撤去・復旧費用は含まない。 2. 耐雪型については、根巻きコンクリート（労務費・材料費）を含む。 3. 耐雪型においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p>2) コンクリート建込</p> <table border="1" data-bbox="1422 1173 1780 1316"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート建込 (SS000123)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 支柱建込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（bronアスファルト、砂〔労務費・材料費〕）を含む。 2. 耐雪型（コンクリート建込）においてビーム補強金具が必要となる場合の材料費は含まない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-1</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中建込 (SS000121)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート建込 (SS000123)	○	○	○
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
土中建込 (SS000121)	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
コンクリート建込 (SS000123)	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
土中建込 (SS000121)	○	○	○																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
コンクリート建込 (SS000123)	○	○	○																																											

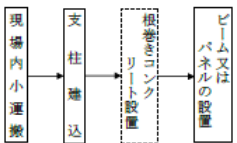
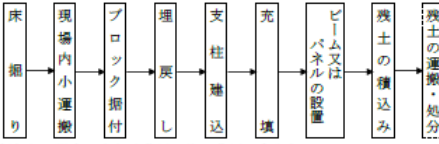


令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																																		
IV-2-③-2 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ③防護柵設置工 ③-1防護柵設置 工(ガードレール)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール設置 (SS000125)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※ ×</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">現場内小運搬 → レール等設置</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用出来る。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用出来る。 3. ※については、施工コード(SS000125)において加算することが出来る。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去 (SS000127)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">レール等撤去 → 支柱等撤去(必要な土事を旨) → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去 (SS000129)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">レール等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工(ガードレール)の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 土中埋込</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土中埋込</td> <td rowspan="3">塗 装 品</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-C-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">メッキ品</td> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-2-③-2</p>	工 種	市場単価			機	労	材	レール設置 (SS000125)	○	○	※ ×	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去 (SS000127)	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去 (SS000129)	○	○	/	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	土中埋込	塗 装 品	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-C-4E	m	メッキ品	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	<p>② 部材設置</p> <p>1) レール設置</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール設置 (SS000125)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※ ×</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">現場内小運搬 → レール等設置</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。 3. ※については、施工コード(SS000125)において加算することができる。</p> <p>③ 防護柵撤去・部材撤去</p> <p>1) 防護柵撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>防護柵撤去 (SS000127)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">レール等撤去 → 支柱等撤去(必要な土事を旨) → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 2. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2) レール撤去</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>レール撤去 (SS000129)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>/</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">レール等撤去 → 積込・運搬・処分</p> <p>(注) 1. 標準型・耐雪型に関わらず適用できる。 2. 撤去後における仮置き(現場内)の有無にかかわらず適用できる。 3. 耐雪型におけるビーム補強金具の有無にかかわらず適用できる。</p> <p>2-2 市場単価の規格・仕様 防護柵設置工(ガードレール)の市場単価の規格・仕様区分は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">表2.1 土中埋込</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規 格 ・ 仕 様</th> <th>単 位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">土中埋込</td> <td rowspan="3">塗 装 品</td> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-C-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">メッキ品</td> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-A-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-B-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Am-4E</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>Gr-Bm-4E</td> <td>m</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">VI-2-③-2</p>	工 種	市場単価			機	労	材	レール設置 (SS000125)	○	○	※ ×	工 種	市場単価			機	労	材	防護柵撤去 (SS000127)	○	○	/	工 種	市場単価			機	労	材	レール撤去 (SS000129)	○	○	/	区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位	土中埋込	塗 装 品	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-C-4E	m	メッキ品	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m	Gr-A-4E	m	Gr-B-4E	m	Gr-Am-4E	m	Gr-Bm-4E	m
工 種	市場単価																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																	
レール設置 (SS000125)	○	○	※ ×																																																																																																																	
工 種	市場単価																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																	
防護柵撤去 (SS000127)	○	○	/																																																																																																																	
工 種	市場単価																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																	
レール撤去 (SS000129)	○	○	/																																																																																																																	
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																																																		
土中埋込	塗 装 品	Gr-A-4E	m																																																																																																																	
		Gr-B-4E	m																																																																																																																	
		Gr-C-4E	m																																																																																																																	
	メッキ品	Gr-Am-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Bm-4E	m																																																																																																																	
		Gr-A-4E	m																																																																																																																	
		Gr-B-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Am-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Bm-4E	m																																																																																																																	
		工 種	市場単価																																																																																																																	
機	労		材																																																																																																																	
レール設置 (SS000125)	○	○	※ ×																																																																																																																	
工 種	市場単価																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																	
防護柵撤去 (SS000127)	○	○	/																																																																																																																	
工 種	市場単価																																																																																																																			
	機	労	材																																																																																																																	
レール撤去 (SS000129)	○	○	/																																																																																																																	
区 分	規 格 ・ 仕 様	単 位																																																																																																																		
土中埋込	塗 装 品	Gr-A-4E	m																																																																																																																	
		Gr-B-4E	m																																																																																																																	
		Gr-C-4E	m																																																																																																																	
	メッキ品	Gr-Am-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Bm-4E	m																																																																																																																	
		Gr-A-4E	m																																																																																																																	
		Gr-B-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Am-4E	m																																																																																																																	
		Gr-Bm-4E	m																																																																																																																	

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																																																		
IV-2-③-16 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ③防護柵設置工 ③-2防護柵設置 工(ガードパイ プ)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>③-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 見積り等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2.1～2.5）以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等）。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖ブーム（掘出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 (1) 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中埋込 (SS000131)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 土中埋込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱埋込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート埋込 (SS000133)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 支柱埋込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置 (SS000135)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>× ※</td> </tr> </table>  <p>(注) ※については、施工コード(SS000135)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-16</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中埋込 (SS000131)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート埋込 (SS000133)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	パイプ設置 (SS000135)	○	○	× ※	<p>③-2 防護柵設置工 (ガードパイプ)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、防護柵設置工（歩車道境界用ガードパイプ）に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 設計標準歩掛等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去・設置）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 耐雪型を用いる場合。 2) ベースプレート式ガードパイプの場合。 3) 2-2市場単価の規格・仕様（表2.1～2.5）以外の製品の場合。 4) 景観型ガードパイプの場合（Gp-A-3E4, Gp-A-3EV等）。 5) A種で標準支柱より長い場合や曲げ支柱の場合。 6) 特殊袖ブーム（掘出し幅300mm・500mmのE型袖など）の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。 (1) 防護柵設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>土中埋込 (SS000131)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 土中埋込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱埋込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>コンクリート埋込 (SS000133)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 支柱埋込箇所がコンクリートなどの場合の穴あけ費用は含まない。ただし、充填材（プロンプアスファルト、砂（労務費・材料費））を含む。</p> <p>(2) 部材設置 1) パイプ設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>パイプ設置 (SS000135)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>× ※</td> </tr> </table>  <p>(注) ※については、施工コード(SS000135)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-16</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中埋込 (SS000131)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	コンクリート埋込 (SS000133)	○	○	○	工 種	市場単価			機	労	材	パイプ設置 (SS000135)	○	○	× ※
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
土中埋込 (SS000131)	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
コンクリート埋込 (SS000133)	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
パイプ設置 (SS000135)	○	○	× ※																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
土中埋込 (SS000131)	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
コンクリート埋込 (SS000133)	○	○	○																																																																	
工 種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
パイプ設置 (SS000135)	○	○	× ※																																																																	

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																												
IV-2-③-24 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ③防護柵設置工 ③-3防護柵設置 工(横断・転落防 止柵)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 見積り等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（撤去）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵（横断・転落防止柵）設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土中礎込 (SS000141)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 土中礎込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱礎込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。 3. ※については、施工コード（SS000141）で考慮されているため別途計上する必要はない。 なお、根巻きコンクリート設置については、施工コード（SS000151）で考慮されているので必要に応じて計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 支柱礎込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 ただし、プレキャストコンクリートブロック材料及び充填材（労務費・材料費）を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。 3. ※については、施工コード（SS000143）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-24</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中礎込 (SS000141)	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)	○	○	×※	<p>③-3 防護柵設置工（横断・転落防止柵）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、柵高70cm以上125cm以下の防護柵設置工（横断・転落防止柵）に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 新設・更新、撤去工事。 (2) 部材設置、部材撤去工事。</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの。 1) 事故後の復旧工事（設置・撤去）。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 防護柵（P種）〔横断・転落防止柵〕以外の製品の場合。 2) 高さが125cm超の場合。 3) 門型の横断防止柵を車止めとして設置する場合。 4) アンカーボルト固定のアンカーボルトにステンレス製やケミカルアンカーを使用する場合。 5) 勾配2割未満（1:2.0未満）の階段部、法面に設置する場合。 6) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 7) その他、規格・仕様等が適合せず市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <p>① 防護柵（横断・転落防止柵）設置</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土中礎込 (SS000141)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 土中礎込には、床掘り・埋戻し及び穴あけ後の充填材（労務費・材料費）が必要な場合の作業を含む。ただし、支柱礎込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 2. 根巻きコンクリート設置は、必要に応じて計上すること。 3. ※については、施工コード（SS000141）で考慮されているため別途計上する必要はない。 なお、根巻きコンクリート設置については、施工コード（SS000151）で考慮されているので必要に応じて計上すること。</p> <table border="1" style="margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工 種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×※</td> </tr> </tbody> </table>  <p>(注) 1. 支柱礎込箇所が岩盤、舗装版などの場合の穴あけ費用・復旧費用は含まない。 ただし、プレキャストコンクリートブロック材料及び充填材（労務費・材料費）を含む。 2. プレキャストコンクリートブロックは、100kg未満に適用する。 3. ※については、施工コード（SS000143）で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-24</p>	工 種	市場単価			機	労	材	土中礎込 (SS000141)	○	○	×※	工 種	市場単価			機	労	材	プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)	○	○	×※
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
土中礎込 (SS000141)	○	○	×※																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)	○	○	×※																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
土中礎込 (SS000141)	○	○	×※																																											
工 種	市場単価																																													
	機	労	材																																											
プレキャストコン クリートブロック礎込 (SS000143)	○	○	×※																																											

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																						
IV-2-③-32 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ③防護柵設置工 ③-4防護柵設置 工(落石防護柵)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付き）は3m、2m）とする。 (2) 落石対策便覧（平成12年度版）に対応した製品を採用する場合。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 (2) 落石対策便覧（平成29年度版）に対応した製品を採用する場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p>	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)	○	○	○	○	○	○	<p>③-4 防護柵設置工(落石防護柵)</p> <p>1. 適用範囲 本資料は市場単価方式による、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去工に適用する。 なお、市場単価の適用工種は、下記のとおりとする。</p> <p>1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 防護柵設置工のうち、落石防護柵（ストーンガード）設置及び撤去に適用し、柵高は4m以下、支柱間隔は3m（耐雪型（上弦材付き）は3m、2m）とする。</p> <p>1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) 柵高が1.5m未満、または4mを超える場合。 2) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材なし）の場合。 3) 耐雪型のロープ・金網設置工（上弦材付き）で柵高が3mを超える場合。 4) 落雪（せり出し）防護柵の場合。 5) 支柱の塗装仕様が現場塗装の場合。 6) 高エネルギー吸収柵の場合。 7) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 索端金具・Uボルトの材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。 2. 間隔保持材が必要ない場合は補正係数にて補正すること。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> <p>(注) 材料の現場内小運搬・持ち上げを含む。</p>	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)	○	○	○	○	○	○
工種	市場単価			機	労				材																																																																																															
	機	労	材																																																																																																					
支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
工種	市場単価			機	労	材																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																					
ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
工種	市場単価			機	労	材																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																					
ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
工種	市場単価			機	労	材																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																					
支柱設置工 (中間及び端末) (SS000157)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
工種	市場単価			機	労	材																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																					
ロープ・金網設置工 (間隔保持材付き) (SS000159)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		
工種	市場単価			機	労	材																																																																																																		
	機	労	材																																																																																																					
ロープ・金網設置工 (上弦材付き) (SS000161)	○	○	○	○	○	○																																																																																																		

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																												
IV-2-③-35 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ③防護柵設置工 ③-4防護柵設置 工(落石防護柵)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+加算額総合計(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄×K₅) 撤去の場合:設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₅) (注2) 加算額総合計=加算額×総数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種(HDZ177)を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお、亜鉛メッキはJIS G 3552の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種(厚メッキ)は補正係数(K₄)により補正を行う。 (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₅)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 落石防護柵(間隔保持材なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高 1.55m</td> <td>ロープ本数 5本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.00m</td> <td>ロープ本数 6本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.50m</td> <td>ロープ本数 8本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.00m</td> <td>ロープ本数 9本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.50m</td> <td>ロープ本数 11本</td> </tr> <tr> <td>柵高 4.00m</td> <td>ロープ本数 13本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 撤去の場合の補正係数(K₅)は、落石防護柵壁の撤去は含まない。 (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。 (7) 排土口(除石開閉口)の有無にかかわらず適用できる。 (8) アンカーの規格・仕様は、φ25×1,000を標準とする。 (9) ステーパーはφ18 3×7G/Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。</p> <p>4. 施工コード SS000157 落石防護柵 支柱設置工(中間及び端末) SS000159 落石防護柵 ロープ・金網設置工(間隔保持材付) SS000161 落石防護柵 ロープ・金網設置工(上弦材付き) SS000163 落石防護柵 ステーパー設置工</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-35</p>	区 分	規格・仕様	柵高 1.55m	ロープ本数 5本	柵高 2.00m	ロープ本数 6本	柵高 2.50m	ロープ本数 8本	柵高 3.00m	ロープ本数 9本	柵高 3.50m	ロープ本数 11本	柵高 4.00m	ロープ本数 13本	<p>2-5 直接工事費の算出 直接工事費=(設計単価(注1)×設計数量)+加算額総合計(注2) (注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₃×K₄×K₅) 撤去の場合:設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁/100)×(K₁×K₂×K₅) (注2) 加算額総合計=加算額×総数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項 市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。 (1) 支柱は溶融亜鉛メッキ2種(HDZ55)を標準とする。 なお、メッキ+焼付塗装(工場加工)は補正係数(K₃)により補正を行う。 (2) 金網は亜鉛メッキを標準とする。 なお、亜鉛メッキはJIS G 3552の内、Z-G S 3種、Z-G S 4種を対象とし、Z-G S 7種(厚メッキ)は補正係数(K₄)により補正を行う。 (3) ロープ・金網設置工は支柱間隔に関わらず適用できる。 (4) 間隔保持材なしの場合の補正係数(K₅)により、補正を行った場合の柵高とロープ本数は、下表のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">表3.1 落石防護柵(間隔保持材なし)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>規格・仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>柵高 1.55m</td> <td>ロープ本数 5本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.00m</td> <td>ロープ本数 6本</td> </tr> <tr> <td>柵高 2.50m</td> <td>ロープ本数 8本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.00m</td> <td>ロープ本数 9本</td> </tr> <tr> <td>柵高 3.50m</td> <td>ロープ本数 11本</td> </tr> <tr> <td>柵高 4.00m</td> <td>ロープ本数 13本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) 撤去の場合の補正係数(K₅)は、落石防護柵壁の撤去は含まない。 (6) 資材の持ち上げ範囲は10m以下とし、それを超える場合は別途とする。 (7) 排土口(除石開閉口)の有無にかかわらず適用できる。 (8) アンカーの規格・仕様は、φ25×1,000を標準とする。 (9) ステーパーはφ18 3×7G/Oを標準とし、H形鋼を使用したものは対象外とする。</p> <p>4. 施工コード SS000157 落石防護柵 支柱設置工(中間及び端末) SS000159 落石防護柵 ロープ・金網設置工(間隔保持材付) SS000161 落石防護柵 ロープ・金網設置工(上弦材付き) SS000163 落石防護柵 ステーパー設置工</p> <p style="text-align: center;">VI-2-③-35</p>	区 分	規格・仕様	柵高 1.55m	ロープ本数 5本	柵高 2.00m	ロープ本数 6本	柵高 2.50m	ロープ本数 8本	柵高 3.00m	ロープ本数 9本	柵高 3.50m	ロープ本数 11本	柵高 4.00m	ロープ本数 13本
区 分	規格・仕様																													
柵高 1.55m	ロープ本数 5本																													
柵高 2.00m	ロープ本数 6本																													
柵高 2.50m	ロープ本数 8本																													
柵高 3.00m	ロープ本数 9本																													
柵高 3.50m	ロープ本数 11本																													
柵高 4.00m	ロープ本数 13本																													
区 分	規格・仕様																													
柵高 1.55m	ロープ本数 5本																													
柵高 2.00m	ロープ本数 6本																													
柵高 2.50m	ロープ本数 8本																													
柵高 3.00m	ロープ本数 9本																													
柵高 3.50m	ロープ本数 11本																													
柵高 4.00m	ロープ本数 13本																													

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧																																																																				
IV-2-③-41 第VI編 土木工事標準単価・市場単価 第2章 市場単価 ③防護柵設置工 ③-5防護柵設置工(落石防止網)	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>③-5 防護柵設置工（落石防止網）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工事の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。 7) 落石防止網（繊維網）設置工。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="421 766 734 901"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金網・ロープ設置 (SS000165)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" data-bbox="421 997 851 1133"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカー設置 (SS000167)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。</p>	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	金網・ロープ設置 (SS000165)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	アンカー設置 (SS000167)	○	○	○	○	○	○	<p>③-5 防護柵設置工（落石防止網）</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による落石防止網（ロックネット）設置工に適用する。 1-1 市場単価が適用できる範囲 (1) 資材持ち上げ直高が45m以下で、覆式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工及びポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち支柱がアンカー固定式による場合の新設工事。 (2) 支柱の表面仕様が工場メッキ仕上げ、または現場塗装仕上げ（メッキなし）の場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの。 1) 落石防止網（繊維網）設置工。 (2) 特別調査等別途考慮するもの。 1) ロープ伏工及び密着型安定ネット工による落石予防工事の場合。 2) ポケット式の鋼製落石防止網（ロックネット）設置工のうち、支柱が埋め込み式及びミニポケット式（支柱据置式）による場合。 3) アンカー及び支柱の設置がコンクリートの基礎による場合。 4) 支柱の表面仕様がメッキの上に塗装仕上げする場合。 5) 離島及び山間僻地等で明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 6) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用できない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="1400 790 1713 925"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金網・ロープ設置 (SS000165)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 金網の重ね、端部切断等のロス、クロスクリップ・結合コイル等の必要部材の材料費及び設置費を含む。</p> <table border="1" data-bbox="1400 1013 1830 1149"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> <th rowspan="2">機</th> <th rowspan="2">労</th> <th rowspan="2">材</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アンカー設置 (SS000167)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 材料の小運搬・持ち上げを含む。 2. 削孔、アンカー打込み及び充填材注入等の一連作業を含む。 3. アンカー設置時に発生する残土処理（処分費）は含まない。</p>	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	金網・ロープ設置 (SS000165)	○	○	○	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	機	労	材	アンカー設置 (SS000167)	○	○	○	○	○	○
工種	市場単価			機	労				材																																																													
	機	労	材																																																																			
金網・ロープ設置 (SS000165)	○	○	○	○	○	○																																																																
工種	市場単価			機	労	材																																																																
	機	労	材																																																																			
アンカー設置 (SS000167)	○	○	○	○	○	○																																																																
工種	市場単価			機	労	材																																																																
	機	労	材																																																																			
金網・ロープ設置 (SS000165)	○	○	○	○	○	○																																																																
工種	市場単価			機	労	材																																																																
	機	労	材																																																																			
アンカー設置 (SS000167)	○	○	○	○	○	○																																																																

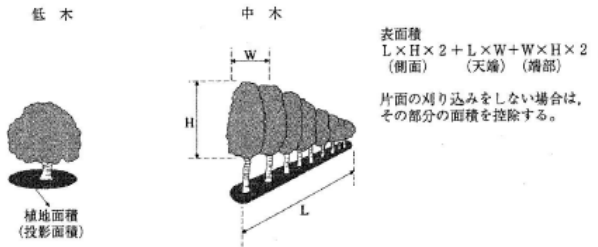
令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧
IV-2-④-1 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ④法面工 ④-1法面工	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>④ 法 面 工</p> <p>④-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの 1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合 2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合 8) 法面施肥工を使用する場合 9) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合 10) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 11) 夜間作業の場合 12) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-1</p>	<p>④ 法 面 工</p> <p>④-1 法 面 工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による法面工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 法面工のうち、モルタル吹付工、コンクリート吹付工、繊維ネット工、機械播種施工による植生工（植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工）、人力施工による植生工（植生マット工、植生シート工、植生筋工、筋芝工、張芝工）及び吹付枠工のうち枠内吹付工（モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工）</p> <p>1-2 市場単価が適用出来ない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの 1) 法面工のうち法面整形工、コンクリート法枠工、法面施肥工、吹付枠工（枠内吹付を除く）及び吹付法面とりこわし工 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) モルタル・コンクリート吹付工で法面垂直高が45mを超える場合、または、吹付けのホース延長が100mを超える場合、植生基材吹付工で法面垂直高が80mを超える場合、客土吹付工で法面垂直高が25mを超える場合、及び種子散布工で法面垂直高が30mを超える場合 2) 使用植物（種子）に花系及び表2.6以外の種子を主体として用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 3) 使用植物（種子）に国産の種子を用いる植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工、植生マット工、植生シート工 4) 吹付枠工の枠内吹付で、モルタル、コンクリート及び植生基材以外を吹付ける場合 5) 植生マット工・繊維ネット工・植生シート工で以下の場合 ① 繊維ネット工で金属繊維を用いたネットを使用する場合 ② 肥料袋付で肥料袋の形状がパイプ状でないもの ③ 岩盤法面相当に適用する高規格製品（植生基材封入タイプ等）を使用する場合 6) 植生筋工・筋芝工・張芝工で以下の場合 ① 植生筋工、筋芝工を切土法面に施工する場合 ② 部分張り（目地張り、千鳥張り、市松張り）の場合 ③ 公園工事の場合 ④ 道路植栽工事の場合 7) 植生基材吹付工で現場発生木材（チップ材等）を使用する場合 8) モルタル吹付工、コンクリート吹付工、植生基材吹付工でラス・アンカーピン等の設置をしない場合。 9) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) 夜間作業の場合。 11) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p style="text-align: center;">VI-2-④-1</p>

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

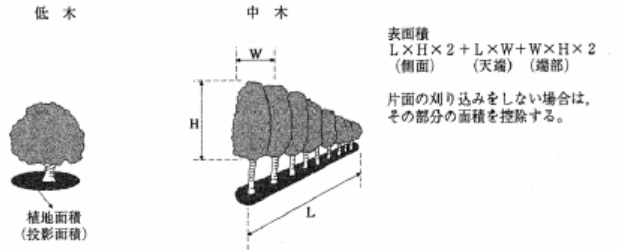
頁	新	旧																																																						
IV-2-⑤-4 第VI編 土木工事標準単価・市場単価 第2章 市場単価 ⑤道路植栽工	050701以降適用 表2.4 地被類植付工 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>各種</td> <td>鉢</td> </tr> </table> 表2.5 植樹管理(せん定) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>夏期せん定</th> <th>冬期せん定</th> </tr> <tr> <td rowspan="8">高木せん定</td> <td rowspan="4">幹周 30cm 未満</td> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>幹周 30cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 30cm 以上 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 90cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 90cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </table> (注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)	区分	規格・仕様	単位	地被類植付工	各種	鉢	区分	規格・仕様		単位	夏期せん定	冬期せん定	高木せん定	幹周 30cm 未満	幹周 30cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	幹周 30cm 未満	本	幹周 30cm 以上 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 90cm 未満	本	幹周 90cm 以上 120cm 未満	本	表2.4 地被類植付工 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th>規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>地被類植付工</td> <td>各種</td> <td>鉢</td> </tr> </table> 表2.5 植樹管理(せん定) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th rowspan="2">単位</th> </tr> <tr> <th>せん定定期</th> <th>規格・仕様</th> </tr> <tr> <td rowspan="4">高木せん定</td> <td rowspan="2">夏期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬期</td> <td>幹周 60cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>幹周 60cm 以上 120cm 未満</td> <td>本</td> </tr> </table> (注) 1. 夏期せん定とは、樹幹の乱れや繁茂し混みすぎた枝を整えることを目的としたせん定をいう。 冬期せん定とは、自然樹形の骨格枝を作ることを目的としたせん定をいう。(基本せん定ともいう)	区分	規格・仕様	単位	地被類植付工	各種	鉢	区分	規格・仕様		単位	せん定定期	規格・仕様	高木せん定	夏期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本	冬期	幹周 60cm 未満	本	幹周 60cm 以上 120cm 未満	本
	区分	規格・仕様	単位																																																					
地被類植付工	各種	鉢																																																						
区分	規格・仕様		単位																																																					
	夏期せん定	冬期せん定																																																						
高木せん定	幹周 30cm 未満	幹周 30cm 未満	本																																																					
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																					
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																					
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																					
	幹周 30cm 以上 60cm 未満	幹周 30cm 未満	本																																																					
		幹周 30cm 以上 60cm 未満	本																																																					
		幹周 60cm 以上 90cm 未満	本																																																					
		幹周 90cm 以上 120cm 未満	本																																																					
区分	規格・仕様	単位																																																						
地被類植付工	各種	鉢																																																						
区分	規格・仕様		単位																																																					
	せん定定期	規格・仕様																																																						
高木せん定	夏期	幹周 60cm 未満	本																																																					
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																					
	冬期	幹周 60cm 未満	本																																																					
		幹周 60cm 以上 120cm 未満	本																																																					
	表2.6 植樹管理(せん定) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">低木・中木せん定</td> <td rowspan="3">球形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円筒形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄植せん定</td> <td>低木</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>m²</td> </tr> </table> (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。 2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照) 3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。	区分	規格・仕様		単位	低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	円筒形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	寄植せん定	低木	m ²	中木	m ²	表2.6 植樹管理(せん定) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">規格・仕様</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td rowspan="6">低木・中木せん定</td> <td rowspan="3">球形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">円筒形</td> <td>樹高 100cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 100cm 以上 200cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td>樹高 200cm 以上 300cm 未満</td> <td>本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寄植せん定</td> <td>低木</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>中木</td> <td>m²</td> </tr> </table> (注) 1. 低木には、株物、一本立を含む。 2. 寄植せん定の施工数量は低木は植地面積とし、中木は刈り込み後面積(表面積)とする。(図-1参照) 3. 樹木の規格・仕様は、せん定後の高さで判定する。	区分	規格・仕様		単位	低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	円筒形	樹高 100cm 未満	本	樹高 100cm 以上 200cm 未満	本	樹高 200cm 以上 300cm 未満	本	寄植せん定	低木	m ²	中木	m ²						
区分	規格・仕様		単位																																																					
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本																																																					
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																					
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																					
	円筒形	樹高 100cm 未満	本																																																					
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																					
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																					
寄植せん定	低木	m ²																																																						
	中木	m ²																																																						
区分	規格・仕様		単位																																																					
低木・中木せん定	球形	樹高 100cm 未満	本																																																					
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																					
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																					
	円筒形	樹高 100cm 未満	本																																																					
		樹高 100cm 以上 200cm 未満	本																																																					
		樹高 200cm 以上 300cm 未満	本																																																					
寄植せん定	低木	m ²																																																						
	中木	m ²																																																						

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定



VI-2-⑤-4

(図-1) 寄植せん定・防除の施工面積の判定



VI-2-⑤-4

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
新旧対照表

頁	新	旧																																												
IV-2-⑤-11 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ⑤道路植栽 工	<p style="text-align: right;">050701以降適用</p> <p>(9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。</p> <p>(10) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。</p> <p>(参考)</p> $Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$ <p>Q：運搬土量（m³） r：100本当り埋戻し不足土量（m³/100本） v：掘取本数（本）</p> <p style="text-align: center;">表3.1 埋戻し不足土量(r) (100本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">中 低 木</th> <th colspan="3">高 木</th> </tr> <tr> <th>樹高100未満</th> <th>100以上 200未満</th> <th>200以上</th> <th>幹周30未満</th> <th>30以上 60未満</th> <th>60以上 90未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足土量</td> <td>m³</td> <td>0.5</td> <td>1.45</td> <td>3.55</td> <td>6.5</td> <td>19.0</td> <td>49.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 施工コード</p> <ul style="list-style-type: none"> SS000189 道路植栽工 植樹工 SS000191 道路植栽工 支柱設置 SS000285 道路植栽工 支柱撤去 SS000193 道路植栽工 地被類植付工 SS000289 道路植栽工 (植樹管理 せん定) SS000051 道路植栽工 (植樹管理 施肥) SS000053 道路植栽工 (植樹管理 抜根除草) SS000055 道路植栽工 (植樹管理 芝刈) SS000057 道路植栽工 (植樹管理 灌水) SS000059 道路植栽工 (植樹管理 防除) SS000195 道路植栽工 移植工 掘取工 <p style="text-align: center;">VI-2-⑤-11</p>	形状寸法	単位	中 低 木			高 木			樹高100未満	100以上 200未満	200以上	幹周30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99	<p>(9) 移植工における残土（発生土）の処分費については、運搬費と処分費を別途計上する。</p> <p>(10) 植樹工及び地被類植付工は土壌改良材の使用の有無にかかわらず適用出来る。ただし、土壌改良材を使用する場合は、材料費を別途計上すること。</p> <p>(参考)</p> $Q = \frac{r \times v}{100} \quad (\text{m}^3)$ <p>Q：運搬土量（m³） r：100本当り埋戻し不足土量（m³/100本） v：掘取本数（本）</p> <p style="text-align: center;">表3.1 埋戻し不足土量(r) (100本当り)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">形状寸法</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="3">中 低 木</th> <th colspan="3">高 木</th> </tr> <tr> <th>樹高100未満</th> <th>100以上 200未満</th> <th>200以上</th> <th>幹周30未満</th> <th>30以上 60未満</th> <th>60以上 90未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不足土量</td> <td>m³</td> <td>0.5</td> <td>1.45</td> <td>3.55</td> <td>6.5</td> <td>19.0</td> <td>49.99</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 施工コード</p> <ul style="list-style-type: none"> SS000189 道路植栽工 植樹工 SS000191 道路植栽工 支柱設置 SS000285 道路植栽工 支柱撤去 SS000193 道路植栽工 地被類植付工 SS000049 道路植栽工 (植樹管理 せん定) SS000051 道路植栽工 (植樹管理 施肥) SS000053 道路植栽工 (植樹管理 抜根除草) SS000055 道路植栽工 (植樹管理 芝刈) SS000057 道路植栽工 (植樹管理 灌水) SS000059 道路植栽工 (植樹管理 防除) SS000195 道路植栽工 移植工 掘取工 <p style="text-align: center;">VI-2-⑤-11</p>	形状寸法	単位	中 低 木			高 木			樹高100未満	100以上 200未満	200以上	幹周30未満	30以上 60未満	60以上 90未満	不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99
形状寸法	単位			中 低 木			高 木																																							
		樹高100未満	100以上 200未満	200以上	幹周30未満	30以上 60未満	60以上 90未満																																							
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99																																							
形状寸法	単位	中 低 木			高 木																																									
		樹高100未満	100以上 200未満	200以上	幹周30未満	30以上 60未満	60以上 90未満																																							
不足土量	m ³	0.5	1.45	3.55	6.5	19.0	49.99																																							

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁	新	旧
<p>IV-2-⑥-1</p> <p>第VI編 土木工事標準単価・市場単価</p> <p>第2章 市場単価 ⑥橋梁付属物工 ⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工</p>	<p style="text-align: right;">050701以降適用</p> <p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg 以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</p> <p>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは繊維補強コンクリートの場合。</p> <p>6) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>9) 鋼床版の場合。</p> <p>10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。</p> <p>11) ジョイントの据付に特殊型枠を使用する場合。</p> <p>12) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑥-1</p>	<p>⑥橋梁付属物工</p> <p>⑥-1 橋梁用伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲</p> <p>本資料は、市場単価方式による、橋梁用伸縮継手装置（ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲</p> <p>(1) 伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg以下の伸縮装置（別紙一覧表参照）の新設及び補修工事で、以下の工事とする。</p> <p>1) 未供用部の橋梁及び拉幅部等の伸縮装置を新たに設置する工事。</p> <p>2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事。</p> <p>3) 上記に該当する工事で、縦目地を施工する場合。</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲</p> <p>(1) 特別調査等、別途考慮するもの。</p> <p>1) 旧伸縮装置本体質量（ボルト後締めの場合は、本体に付属するアンカーボルトを除く）が、1.8m当り 180 kg を超える補修工事。</p> <p>2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイント、埋設型伸縮装置の場合。</p> <p>3) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。</p> <p>4) 新設工事で打設コンクリートに超速硬コンクリートを使用する場合。</p> <p>5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリートの場合。</p> <p>6) 仮復旧等を伴う作業。</p> <p>7) ボルト固定による取り替え可能な伸縮装置の場合。</p> <p>8) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。</p> <p>9) 鋼床版の場合。</p> <p>10) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。</p> <p>11) その他、規格・仕様が適合せず市場単価を適用出来ない場合。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑥-1</p>

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

IV-2-⑥-7

第VI編 土木工
 事標準単価・市
 場単価

第2章 市場単
 価 ⑥橋梁付
 属物工 ⑥-1橋梁
 用伸縮継手装置
 設置工

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	【用 途 関 係】										標 準 型					
		歩 道 区 分	橋 梁 部 位	設 置 方 向	設 置 形 状	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 水 構 造	鋼 筋 防 錆 重 量 (kg/m)	鋼 筋 防 錆 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類		本 体 材 質				
東 亜 工 業 有 限 公 司	プロフジョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	63~102	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~100	○	○	6.24	53~96	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	67~122	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	60~115	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	65~120	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	84~143	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	88~147	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	30	○	○	1.99	31.5	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	35~40	○	○	8.4	22.0~39.1	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	35~80	○	○	5.0	22~29	○	○	○	○	○	○	標準型
ニ ッ パ ン	SPジョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	20~80	○	○	6.2	52.8~133.2	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~80	○	○	6.2	59.2~142.4	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~80	○	○	6.2	51.3~111.6	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.2	59.2~119.2	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	50~160	○	○	2.0	19.3~31.7	○	○	○	○	○	○	標準型
日 本 鋼 造	マウラージョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	80	○	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	80	○	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	○	標準型

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-2-⑥-7

050701以降適用

製 作 会 社 名	伸 縮 装 置 名 称	【用 途 関 係】										標 準 型					
		歩 道 区 分	橋 梁 部 位	設 置 方 向	設 置 形 状	伸 縮 量 (mm)	伸 縮 水 構 造	鋼 筋 防 錆 重 量 (kg/m)	鋼 筋 防 錆 重 量 (kg/m)	本 体 重 量 (kg/1.8m)	分 類		本 体 材 質				
東 亜 工 業 有 限 公 司	プロフジョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	63~102	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~100	○	○	6.24	53~96	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	67~122	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	60~115	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	65~120	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	84~143	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.24	88~147	○	○	○	○	○	○	二重止水構造付き
		歩道	橋梁	縦断	直線	30	○	○	1.99	31.5	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	35~40	○	○	8.4	22.0~39.1	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	35~80	○	○	5.0	22~29	○	○	○	○	○	○	標準型
ニ ッ パ ン	CWジョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	20~80	○	○	6.2	52.8~133.2	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~80	○	○	6.2	59.2~142.4	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.2	51.3~111.6	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	20~60	○	○	6.2	59.2~119.2	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	50~160	○	○	2.0	19.3~31.7	○	○	○	○	○	○	標準型
日 本 鋼 造	マウラージョイント	歩道	橋梁	縦断	直線	80	○	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	○	標準型
		歩道	橋梁	縦断	直線	80	○	○	25.0	117.0	○	○	○	○	○	○	標準型

※本体に付属するアンカーボルトが、分離可能な「ボルト後締め」の場合は、本体質量に含まない。

VI-2-⑥-7

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表 新旧対照表

頁	新	旧																						
IV-2-⑥-11 第VI編 土木工事標準単価・市場単価 第2章 市場単価 ⑥橋梁付属物工 ⑥-2橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が50mm(±25mm)以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の場合。 ① 「市場単価⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は遷青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの。 1) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 2) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合。 3) ヘキサロック工法の場合。 4) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 5) 補修において、はつり部に補強鉄筋のある樹脂コンクリート、あるいは繊維補強コンクリートの場合。 6) 仮復旧を伴う作業。 7) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 8) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。 9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。 3. ※については、施工コード(SS000203)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑥-11</p>	工種	市場単価			機	労	材	新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)	○	○	※	<p>⑥-2 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による、橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 伸縮量が50mm(±25mm)以下の橋梁を対象とし、主に特殊合材（弾性合材）により桁の伸縮を吸収する構造を持つ埋設型伸縮継手装置で、以下の場合に適用する。 1) 未供用部の橋梁及び拡幅部等の埋設型伸縮継手装置を新たに設置する工事。 2) 1日で完了する急速施工の既設橋の伸縮装置補修（取替）工事で、旧伸縮装置が下記の場合。 ① 「市場単価⑥-1橋梁用伸縮継手装置設置工」の適用範囲内の製品である場合。 ② 突合わせ目地（無処理目地又は遷青系目地の単純なもの）である場合。 ③ 埋設型伸縮装置である場合。 1-2 市場単価が適用できない範囲 (1) 特別調査等、別途考慮するもの。 (2) 特殊合材（弾性合材）を用いない鋼製金物による荷重支持型の橋梁用埋設型伸縮継手装置（埋設型ジョイント）。 (3) 旧伸縮装置が、鋼製フィンガージョイント及び鋼製スライドジョイントの場合 (4) ヘキサロック工法の場合。 (5) 打設コンクリートに樹脂コンクリート、あるいは樹脂モルタルを使用する場合。 (6) 仮復旧を伴う作業。 (7) 離島および山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合。 (8) 補修において、はつり工にウォータージェットを用いる場合。 (9) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合。</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価で対応しているのは、機・労・材の○及びフロー図の実線の部分である。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 伸縮装置本体及び本体に付属する金具等一式は、加算額(本体材料費)により計上する。 2. 作業に必要な資材及び施工に伴う諸資材のロス等を含む。 3. ※については、施工コード(SS000203)で考慮されているため別途計上する必要はない。</p> <p style="text-align: center;">VI-2-⑥-11</p>	工種	市場単価			機	労	材	新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)	○	○	※
工種	市場単価																							
	機	労	材																					
新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)	○	○	※																					
工種	市場単価																							
	機	労	材																					
新設・後付工法 (舗装厚内型) (SS000203)	○	○	※																					

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
 新旧対照表

頁		新												
IV-2-⑥-17 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ⑥橋梁付属 物工 ⑥-2橋梁 用埋設型伸縮継 手装置設置工	<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覽表													
	【構造関係】													
	製作会社名	伸縮装置名称	歩道区分	設置方向	製品取付部位	新設	伸縮量 (mm)	非排水構造	補強鉄筋重量 (kg/m)	種類	材料区分	標準断面寸法		備要
			歩道	縦断	床版	先						B(mm)	H(mm)	
	アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	歩道	縦断	床版	先	30.0	○		RT20092 [※]	500	75	50mm以下	
		ラバトップジョイント250MJ	歩道	縦断	床版	先	20	○		MJ20092 [※]	250	50	50	
	山王	MMジョイントDS型	歩道	縦断	床版	先	40.0	○		DS合材	400	75	美層材:表面嵌合骨材	
	東京フリアプリック工業	インナージョイント	歩道	縦断	床版	先	30(±15)	○		インナー-美層	500	75		
	ヒーテック工業	シームレスジョイントSJ-M	歩道	縦断	床版	先	50.0	○	5.4	77602	400(400)	120(40)	遊間50mm 埋えは別途取替	
	メンテナンクス九州	シームレスジョイントSJ-P	歩道	縦断	床版	先	30.0	○	5.4	77602	400(400)	40(40)	遊間50mm 埋えは別途取替	
山陽化学	Filler Joint	歩道	縦断	床版	先	40	○		77773 502	500	50			
		歩道	縦断	床版	先	30	○	1.56	77773 [※]	400	80			
※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板縮抜き寸法を表す。														
VI-2-⑥-17														
050701以降適用														

頁		旧												
IV-2-⑥-17 第VI編 土木工 事標準単価・市 場単価 第2章 市場単 価 ⑥橋梁付属 物工 ⑥-2橋梁 用埋設型伸縮継 手装置設置工	<参考資料> ◆市場単価適用可能 橋梁用埋設型伸縮継手装置一覽表													
	【構造関係】													
	製作会社名	伸縮装置名称	歩道区分	設置方向	製品取付部位	新設	伸縮量 (mm)	非排水構造	補強鉄筋重量 (kg/m)	種類	材料区分	標準断面寸法		備要
			歩道	縦断	床版	先						B(mm)	H(mm)	
	アオイ化学工業	ラバトップジョイント埋設型	歩道	縦断	床版	先	30.0	○		RT20092 [※]	500	75	50mm以下	
		ラバトップジョイント250MJ	歩道	縦断	床版	先	20	○		MJ20092 [※]	250	50	50	
	山王	MMジョイントDS型	歩道	縦断	床版	先	40.0	○		DS合材	400	75	美層材:表面嵌合骨材	
	東京フリアプリック工業	インナージョイント	歩道	縦断	床版	先	30(±15)	○		インナー-美層	500	75		
	ヒーテック工業	シームレスジョイントSJ-M	歩道	縦断	床版	先	50.0	○	5.4	77602	400(400)	120(40)	遊間50mm 埋え不可	
	メンテナンクス九州	シームレスジョイントSJ-P	歩道	縦断	床版	先	30.0	○	5.4	77602	400(400)	40(40)	遊間50mm 埋え不可	
山陽化学	Filler Joint	歩道	縦断	床版	先	40	○		77773 502	500	50			
		歩道	縦断	床版	先	30	○	1.56	77773 [※]	400	80			
※1. 断面寸法は、実際の設計に合わせて決定する。 ※2. 標準断面寸法が () となっている規格については、床板縮抜き寸法を表す。														
VI-2-⑥-17														
050701以降適用														

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
新旧対照表

頁	新	旧																																																																		
<p>IV-2-⑧-1</p> <p>第VI編 土木工事標準単価・市場単価</p> <p>第2章 市場単価 ⑧道路標識設置工</p>	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p>⑧ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合 8) 標識板設置において、部分補修（アルミ平板による重ね貼り、シール貼りなど）の場合 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="414 813 1041 973"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="414 1045 1041 1204"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> </table>  <p>(注) ※については、施工コード(SS000069)で考慮されているため、別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="414 1244 1041 1404"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. アンカーボルトの設置手間は含むが、材料費は加算額を加算する。</p>	工種	市場単価			機	労	材	標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)	○	○	※	工種	市場単価			機	労	材	標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)	○	○	○	<p>⑧ 道路標識設置工</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、市場単価方式による道路標識設置工に適用する。</p> <p>1-1 市場単価が適用出来る範囲 (1) 道路標識の標識柱設置、標識板設置及びコンクリート基礎設置工事 (2) 道路標識の標識柱撤去、標識板撤去及びコンクリート基礎撤去工事 (3) 道路標識の更新工事</p> <p>1-2 市場単価を適用出来ない範囲 (1) 設計標準歩掛表等により別途積算するもの 1) 内部照明式の標識板の設置及び撤去工事 2) 外部照明式の標識板と照明設備の設置及び撤去工事 3) 道路標識における基礎工事のうち基礎杭の設置及び撤去工事 (2) 特別調査等別途考慮するもの 1) 道路管理者以外が行う標識工事 2) 着雪防止板の設置及び撤去 3) 標識柱・基礎設置（路側式）で、白色、景観色（標準3色）以外の塗装製品を購入し設置する場合 4) 道路標識における基礎工事のうち岩掘削を必要とする工事 5) 標識柱の基礎がコンクリート以外（鋼管基礎など）の場合 6) 道路照明柱を設置、撤去する場合 7) 標識板設置において、嵌合構造で固定する標識板の場合 8) 標識板設置において、部分補修（リベット止め、シール貼りなど）の場合 9) 離島及び山間僻地等で、明らかに単価が異なると判断される地域の場合 10) その他、規格・仕様等が適合せず、市場単価が適用出来ない場合</p> <p>2. 市場単価の設定 2-1 市場単価の構成と範囲 市場単価に対応しているのは、機労材の○及びフロー図の実線部分である。</p> <table border="1" data-bbox="1377 813 2004 973"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table>  <p>(注) 1. 型枠は、スパイラル形式を含む。 2. 舗装版破砕及び撤去、土留に要する費用、舗装版復旧、残土運搬及び残土処分等は含まない。 3. 特殊養生、雪寒仮囲いのための機械経費、労務費、材料費は含まない。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1045 2004 1204"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>※</td> </tr> </table>  <p>(注) ※については、施工コード(SS000069)で考慮されているため、別途計上する必要はない。</p> <table border="1" data-bbox="1377 1244 2004 1404"> <tr> <th rowspan="2">工種</th> <th colspan="3">市場単価</th> </tr> <tr> <th>機</th> <th>労</th> <th>材</th> </tr> <tr> <td>標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </table> 	工種	市場単価			機	労	材	標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)	○	○	○	工種	市場単価			機	労	材	標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)	○	○	※	工種	市場単価			機	労	材	標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)	○	○	○
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)	○	○	○																																																																	
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)	○	○	※																																																																	
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)	○	○	○																																																																	
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識柱・基礎設置 (路側式) [単柱式・複柱式] (SS000067)	○	○	○																																																																	
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識柱設置 (片持式・門型式) (SS000069)	○	○	※																																																																	
工種	市場単価																																																																			
	機	労	材																																																																	
標識基礎設置 (片持式・門型式) (SS000221)	○	○	○																																																																	
	VI-2-⑧-1	VI-2-⑧-1																																																																		

令和4年度 山口県設計標準歩掛表（一般共通編）第VI編土木工事標準単価・市場単価
新旧対照表

頁	新	旧																																																																																																
<p>IV-2-⑨-7</p> <p>第VI編 土木工事標準単価・市場単価</p> <p>第2章 市場単価 ⑨道路付属物設置工</p>	<p style="text-align: center;">050701以降適用</p> <p style="text-align: center;">表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>視線誘導標</th> <th>境界杭</th> <th>道路線</th> <th>車線分離標</th> <th>境界線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td rowspan="3">施工規模</td> <td>S₀ (30本以上) 0%</td> <td>(30本以上) 0%</td> <td>(30個以上) 0%</td> <td>(30本以上) 0%</td> <td>(30枚以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁ (10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10個以上 30個未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10枚以上 30枚未満) 20%</td> </tr> <tr> <td>S₂ (10本未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10個未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10枚未満) 30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁ 1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂ 1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 加算額</p> <p>(1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td rowspan="2">視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300</td> <td>面</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>さや管</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型 (プロペラ型) の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p> <p>2-5 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)</p> <p>(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)</p> <p>(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界線は除く)</p> <p>設置手間=(設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数)-材料費</p> <p>(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <p>1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。</p> <p>2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。</p> <p>(3) 境界杭の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <p>1) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。</p> <p>2) 根巻き基礎ありは現場打ちを対象とし、根巻き基礎の材料費を含む。プレキャストコンクリートブロックを用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。また、プレキャストコンクリートブロックの材料費を別途計上する。</p> <p>(4) 道路線の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <p>1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。</p>	区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路線	車線分離標	境界線	加算率	施工規模	S ₀ (30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%	S ₁ (10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%	S ₂ (10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ 1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	夜間作業	K ₂ 1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	規格・仕様	適用基準	単位	備考	加算額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面	対象数量	さや管	本	<p style="text-align: center;">表2.10 加算率・補正係数の数値(撤去工)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>記号</th> <th>視線誘導標</th> <th>境界杭</th> <th>道路線</th> <th>車線分離標</th> <th>境界線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">加算率</td> <td rowspan="3">施工規模</td> <td>S₀ (30本以上) 0%</td> <td>(30本以上) 0%</td> <td>(30個以上) 0%</td> <td>(30本以上) 0%</td> <td>(30枚以上) 0%</td> </tr> <tr> <td>S₁ (10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10個以上 30個未満) 20%</td> <td>(10本以上 30本未満) 20%</td> <td>(10枚以上 30枚未満) 20%</td> </tr> <tr> <td>S₂ (10本未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10個未満) 30%</td> <td>(10本未満) 30%</td> <td>(10枚未満) 30%</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補正係数</td> <td>時間的制約を受ける場合</td> <td>K₁ 1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> <td>1.20</td> </tr> <tr> <td>夜間作業</td> <td>K₂ 1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 複数の規格・仕様を含む工事の施工規模の判定は、1工事における全規格・仕様の全体数量で判定する。ただし、1工事において設置、及び撤去の作業がある場合は、設置・撤去それぞれの数量で判定する。</p> <p>2. 施工規模加算率 (S₁) または (S₂) と時間的制約を受ける場合の補正係数 (K₁) が重複する場合は、施工規模加算率のみを対象とする。</p> <p>2-4 加算額</p> <p>(1) 加算額の適用基準</p> <p style="text-align: center;">表2.11 加算額の適用基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>規格・仕様</th> <th>適用基準</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td rowspan="2">視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)</td> <td>反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300</td> <td>面</td> <td rowspan="2">対象数量</td> </tr> <tr> <td>さや管</td> <td>本</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 防塵型 (プロペラ型) の加算額は、反射体1面当たりの単価であり、両面防塵型を使用する場合は、視線誘導標1本当たり2面分を加算する。</p> <p>2-5 直接工事費の算出</p> <p>直接工事費=設計単価(注1)×設計数量+加算額総金額(注2)</p> <p>(注1) 設計単価=標準の市場単価×(1+S₀ or S₁ or S₂/100)×(K₁×K₂)</p> <p>(注2) 加算額総金額=加算額×使用数量</p> <p>3. 適用にあたっての留意事項</p> <p>市場単価の適用にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 材料を含まない設置手間(機・労)の算出は、次式による。(境界杭・境界線は除く)</p> <p>設置手間=[設置単価(標準の市場単価)×加算率×補正係数]-材料費</p> <p>(2) 視線誘導標の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <p>1) 反射体材質 : ポリカーボネートおよび同等品。</p> <p>2) 支柱材質 : 鋼管、樹脂および同等品。ただし、アルミは除く。</p> <p>(3) 根巻き基礎一体型の境界杭を用いる場合には、「根巻き基礎無し」の価格を用いる。</p> <p>(4) 道路線の規格・仕様の留意点は、以下のとおりである。</p> <p>1) 設置幅 : 本体の寸法ではなく、道路上に設置したときの幅である。</p>	区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路線	車線分離標	境界線	加算率	施工規模	S ₀ (30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%	S ₁ (10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%	S ₂ (10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%	補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ 1.20	1.20	1.20	1.20	1.20	夜間作業	K ₂ 1.50	1.50	1.50	1.50	1.50	規格・仕様	適用基準	単位	備考	加算額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面	対象数量	さや管	本
区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路線	車線分離標	境界線																																																																																												
加算率	施工規模	S ₀ (30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%																																																																																												
		S ₁ (10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%																																																																																												
		S ₂ (10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%																																																																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ 1.20	1.20	1.20	1.20	1.20																																																																																												
	夜間作業	K ₂ 1.50	1.50	1.50	1.50	1.50																																																																																												
規格・仕様	適用基準	単位	備考																																																																																															
加算額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面	対象数量																																																																																														
		さや管	本																																																																																															
区分	記号	視線誘導標	境界杭	道路線	車線分離標	境界線																																																																																												
加算率	施工規模	S ₀ (30本以上) 0%	(30本以上) 0%	(30個以上) 0%	(30本以上) 0%	(30枚以上) 0%																																																																																												
		S ₁ (10本以上 30本未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10個以上 30個未満) 20%	(10本以上 30本未満) 20%	(10枚以上 30枚未満) 20%																																																																																												
		S ₂ (10本未満) 30%	(10本未満) 30%	(10個未満) 30%	(10本未満) 30%	(10枚未満) 30%																																																																																												
補正係数	時間的制約を受ける場合	K ₁ 1.20	1.20	1.20	1.20	1.20																																																																																												
	夜間作業	K ₂ 1.50	1.50	1.50	1.50	1.50																																																																																												
規格・仕様	適用基準	単位	備考																																																																																															
加算額	視線誘導標 防塵型 (プロペラ型)	反射体 径 φ100以下 反射体 径 φ300	面	対象数量																																																																																														
		さや管	本																																																																																															